



司法改革 NOW

日本司法支援センターの 設立準備進む

■地方準備会の設置

総合法律支援法は、2006（平成18）年度に日本司法支援センターの設立を予定している。そこで、法務省では、大臣官房司法法制部内に総合法律支援体制の整備を図ることを目的として総合法律支援準備室が設置されている。任期付公務員として弁護士も2名参加している。

法務省は、日弁連との協議にもとづき、法律関係者の全面的支援のもとに地方の実情を反映した設立準備作業を早急に進めるため、各弁護士会（ただし、東京は三会併せる）はじめ地方裁判所、地方検察庁、法務局・地方法務局、司法書士会、財団法人法律扶助協会支部に対し、日本司法支援センター地方準備会への参加・協力を要請し、東京三会も10月13日協議会を発足させ、その対応に追われている。同センターの地方事務所（支部）は、地方裁判所本庁所在地50か所に設置される予定となっている。

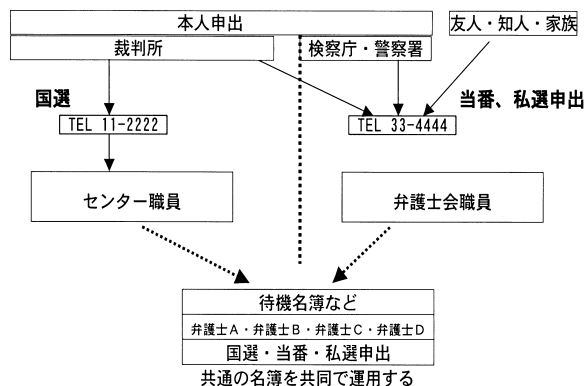
準備会は、原則として、弁護士会が推薦する者2名（弁護士会長クラス）に加え上記組織が推薦する者各1名（地方裁判所所長、地方検察庁検事正、法務局長、

司法書士会長、扶助協会支部長クラス）の計7名で構成される。その下に、準備会のこれら構成メンバーの事務局職員からなる地方準備会作業グループを置き、準備作業の具体的事務処理を行なうこととなっている。具体的準備作業にあたっては、各弁護士会内に置かれている司法支援センター推進のための組織によるバックアップも期待されている。

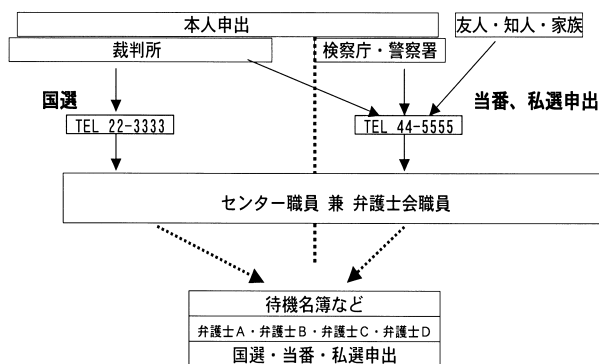
■地方準備会で予定されている 主な作業内容

- 1 情報提供業務実施に伴う関係機関の洗い出しと連携関係の構築
 - 2 上記1の関係機関を集めた地方協議会の開催
 - 3 支援センターの地方事務所設置場所の選定作業
 - 4 司法過疎地域等における事務所設置場所の選定作業
 - 5 公的刑事弁護関連業務の実施に伴う関係機関との調整
- ①現在裁判所が行なっている被告人国選弁護関連業務の引継に伴うもの

◆被疑者段階－Aパターン



◆被疑者段階－Bパターン



資料提供：日弁連刑事弁護センター当番・国選小委員長 山口健一（大阪弁護士会）

- ②刑事訴訟法改正により導入されることになった被
疑者段階の国選弁護関連業務の開始に伴うもの
- 6 法律扶助協会が行なっている法律扶助業務の引継
に伴う関係機関との調整

■課題

課題は山積するが、とりわけ業務運営に直結する問題として、支援センターが行なう被疑者段階の国選弁護関連業務と弁護士会がこれまで行なってきた被疑者段階における当番弁護士や私選弁護人選任等の関連業務を、どのように整合性を保ちながら合理的に遂行していくかという、運営方法が議論的となっている。

裁判所に国選弁護人候補の通知を担当する支援センター職員と、当番弁護士接見申出や私選弁護人選任申出に対応して接見出動の通知を担当する弁護士会職員が、別々に、同じ待機名簿を共同で運用する方式（Aパターン）と、支援センター職員と弁護士会職員の両方の身分を持つ兼職職員が上記センターと弁護士会の

両業務を共通の待機名簿を使用して運用するという方式（Bパターン）の2つが想定されている〔P.24 図参照〕。

Aパターンは、主として処理件数の多い大都市部を想定したものであり、Bパターンはそれ以外の地域を想定したものであるが、東京では、三会でのすり合わせが必要であり、今後、実務的観点から検討を進めていくことになる。

（司法改革推進センター副委員長 石黒 清子）

動き

ADR 問題—法案固まる—

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案」の審議が、平成16年臨時国会（第161回国会）で始まった。平成18年4月施行をめざしていると言われている。

法案の詳細は、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/houan/16index.html>